

報告第10号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月11日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	451,388円
相手方	徳島市川内町在住の女性
事故発生年月日	平成29年10月16日
事故発生場所	小松島市日開野町字勝久25番地先横断歩道
事故の概要	

前方を走行する相手方車両の左折時、その急ブレーキに対応できず、相手方車両後方部右側面と、公用車前方部左側面が接触したものを。

平成30年3月27日 専決第2号

小松島市長 濱田 保徳